

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第80号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 防災会議委員の項の前に次のように加える。

行政事務事業評価審査委員会委員	日額	6,000円
-----------------	----	--------

別表第1中「伊賀市指定管理者選定委員会委員」を「指定管理者選定委員会委員」に、「伊賀市入札等監視委員会委員」を「入札等監視委員会委員」に改め、地域公共交通会議委員の項及び地域公共交通会議幹事会委員の項を削り、「伊賀市民美術展覧会運営委員」を「市民美術展覧会運営委員会委員」に、「芭蕉翁生家保存改修検討委員」を「芭蕉翁生家保存改修検討委員会委員」に改め、住民自治区域等検討委員会委員の項を削り、「人権施策審議会委員」を「人権政策審議会委員」に、「区域外の一般廃棄物受け入れに関する審査会委員」を「区域外の一般廃棄物の受け入れに関する審査会委員」に、「一般廃棄物運搬等許可更新審査会委員」を「一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会委員」に改め、（仮称）伊賀市汚泥再生処理センター長期包括運転管理業務委託プロポーザル審査委員会委員の項及び成年後見審判申立審査会委員の項を削り、「サービスエリア運営委員」を「サービスエリア運営委員会委員」に改め、伊賀市勤労者福祉会館運営委員会委員の項を削り、「校区再編検討委員会委員」を「校区再編検討協議会委員」に改め、市立学校職員結核審査委員の項を削り、「給食センター運営委員」を「給食センター運営委員会委員」に改め、生涯学習推進委員会委員の項を削り、「伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員」を「歴史的風致維持向上協議会委員」に、「伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員」を「文化財保存活用地域計画協議会委員」に、「中央公民館運営審議会委員」を「公民館運営審議会委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第81号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「福祉医療費助成申請書」を「福祉医療費領収証明書」に、「申請書」を「領収証明書」に改め、同条第2項中「様式第6号による福祉医療費領収証明書（以下「領収証明書」という。）」を「領収証明書」に改める。

第9条中「申請書又は」及び「（以下「1枚」という。）」を削り、「200円を超えない範囲の」を「その」に、「又は1枚につき200円を超える場合は200円」を「（領収証明書1枚につき200円を超える場合は、200円）」に改め、同条ただし書中「1枚」を「領収証明書1枚（一覧表の提出による申請の場合は、同一人につき4件）」に改め、「（一覧表の提出による申請の場合は、同一人につき4件を限度として200円）」を削り、「かえる」を「代える」に改める。

様式第5号・様式第6号中「印」を削り、同様式を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号 削除

様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年11月25日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第82号

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年伊賀市条例第22号）の施行期日は、令和5年1月1日とする。